

■ 選択式 ■

●全体●

全体としては、易しい問題が多かった印象です。労働科目（問1～問4）と社会保険科目（問5～問8）では、社会保険科目の方が得点しやすいでしょう。

●労働科目●

労働科目では、労働基準法及び労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、雇用保険法が比較的得点しやすく、労務管理その他の労働に関する一般常識はやや難しいレベルといえます。

全体的に問題文が長く、また、判例からの出題が、労働基準法のほか、労働者災害補償保険法と労務管理その他の労働に関する一般常識にもあり、解答に少し時間を要したと思われます。判例からの問題の難易度は、普通～やや難しいレベルであり、半分程度の問題は、じっくり考えれば正解を導き出すことが可能といえます。

また、雇用保険法では、具体例による問題があり受験者を悩ませたかと思われますが、同法では、前年改正の出生時育児休業給付金に関する空欄が3個あり、これを確実に正解すれば科目基準点である3点を確保することが可能です。

●社会保険科目●

社会保険科目では、社会保険に関する一般常識が普通レベル、健康保険法が易しい～普通レベル、厚生年金保険法及び国民年金法は易しいレベルといえます。

社会保険に関する一般常識は、空欄AとBは統計調査からの出題、空欄C～Eは目的条文からの出題であり、どの空欄も解答を2つ程度に絞ることは可能でした。

健康保険法、厚生年金保険法及び国民年金法では、基本的な条文を根拠とした問題が多く、得点しやすいものでした。

厚生年金保険法の空欄Eは、具体例による問題で慎重な判断を要しましたが、社会保険科目全体としては、特に長い問題文もなく、比較的短い時間で解答することが可能でした。

